

**寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託
簡易公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名

寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託

2 目的

下水道事業の経営を取り巻く環境が大きく変化しており、また今後人口減少に伴うサービス需要の減少や施設等の老朽化による維持管理コストの増加等、経営状況は一層厳しくなるものと見込まれる。このことから、将来の使用料改定も見据え、現状把握、分析、将来予測等を詳細に行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図る必要がある。

現在の経営戦略の計画期間は平成28年度から令和7年度までであり、上記を踏まえた計画への改定を行うものである。

3 業務概要

別紙「寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託仕様書」による。

4 履行場所

寒河江市全域

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

6 提案上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7 参加資格要件

簡易公募型プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。

- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものでないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 地方公共団体において、平成27年度以降（過去10年間）に下水道事業の経営戦略策定、または、改定に係る業務の受注者として業務を完了した実績があること。
- (7) 寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託（以下「本業務」という）に係る専門的知識を有するアドバイザーとして、地方公営企業会計に精通した公認会計士、または、税理士を配置すること。
- (8) 総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の経営アドバイザー（公営企業関係）に登録された者を配置すること。

8 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和7年4月16日（水）
質問書の提出期限	令和7年4月25日（金）
質問書に対する回答	令和7年5月 2日（金）
参加申込書・企画提案書等の提出開始	令和7年5月 7日（水）
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和7年5月14日（水）
提案審査（プレゼンテーション）	令和7年5月21日（水）
審査結果の通知	令和7年5月下旬
契約手続き	令和7年5月下旬

9 実施方法

- (1) 簡易公募型プロポーザル方式手続き開始の公告
公告文（様式第1号）にてホームページに掲載する。
- (2) 参加申込書・企画提案書・見積書等を提出
以下により参加申込書・企画提案書・見積書等を提出すること。
 - ① 提出書類：
 - (ア) 簡易公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）
 - (イ) 会社概要（様式第6号）
 - (ウ) 企業業務実績調書（様式第7号）
 - (エ) 参加資格要件確認調書（様式第8号）
 - (オ) 配置予定技術者調書（様式第9号）

(カ) 工程表 (任意様式)

(キ) 企画提案書 (任意様式)

- ・企画提案書の様式は自由とし、日本産業規格 A 4 判 10 ページ以内表紙・目次は枚数に含まない。
- ・ページ番号を付けること。
- ・本文の文字フォントサイズは 10.5 ポイント以上とする。図表等に付記する注釈や注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズとすること。
- ・詳細な図、表等を要する資料については、日本産業規格 A 3 判を使用することを可能とするが、2 ページ換算とする。

(ク) 見積書 (様式第 9 号)

② 提出部数：

(ア) から (オ)、(キ) については 1 部

(カ)、(キ) については、提出書類それぞれ各 13 部 (正本 1 部 (要押印)、副本 12 部 (押印不要)) のほかに、全ての提出書類の電子データ (PDF ファイル形式) を記録した電子媒体を 1 部提出するものとする。

なお、提案書は 1 事業者につき 1 案とする。

③ 提出期間：令和 7 年 5 月 7 日 (水) から令和 7 年 5 月 14 日 (水) まで
(市の休日を除く。)

④ 提出時間：午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。最終日にあつては午後 4 時までとする。)

⑤ 提出場所：寒河江市上下水道課

⑥ 提出方法：持参又は郵送 (必着) によるものとする。

※郵送の場合、提出期限内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(3) 審査結果及び決定通知

審査結果は寒河江市簡易公募型プロポーザル方式の審査に係る審査結果並びに選定者の決定について (通知) (様式第 3 号) により通知する。

(4) 質問書の提出

事業内容や実施要領等に質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

① 提出書類：質問書 (様式第 4 号)

② 提出期限：令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午後 4 時まで

③ 提出場所：寒河江市上下水道課

④ 提出方法：電子メール (jouge@city.sagae.yamagata.jp)

※電子メール送信後に電話にて電子メールの到着を確認すること。

(0237-86-8511)

(5) 質問書の回答

回答書（様式第5号）にて回答をホームページに掲載する。また、質問事項の内容によっては、実施要領の追加又は修正をする場合がある。その場合も同様にホームページに掲載する。

10 プレゼンテーション

本市へ企画提案書類を提出した者は、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行い、委員からのヒアリングを受けるものとする。

(1) 日時及び場所

日時：令和7年5月21日（水）（※詳細は別途通知にて記載する）

会場：寒河江市役所

(2) 所要時間

準備・片付け	各5分程度
企画提案プレゼンテーション	15分
ヒアリング等	10分

(3) 出席者

3名以内とし、管理技術者または担当技術者は、必ず出席すること。

(4) その他

- ・プレゼンテーションの準備は開始時間までに行うこととし、開始時間が過ぎた場合には所要時間に含める。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めない（企画提案書の要約やプレゼンテーションで使用するスライド資料の配付は可とする）。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。パソコンを使用する場合は提案者が準備すること。

1.1 審査

(1) 評価内容

審査委員会において、審査を実施し、評価合計点の最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

評価対象	判断評価基準	配点
事業者の実績等	指定様式の記載内容による評価を行う。 ・企業としての実績など ・配置する技術者の実績・能力	30点
企画提案内容（プレゼンテーション含む）	企画提案書の記載内容による評価を行う。 業務内容を十分把握したうえで有効な提案を実施しているか等について評価する。 （1）公営企業に精通した人員配置 （2）業務実施工程及び実施体制 （3）業務実施方法 ・本市の下水道事業の現状分析の手法 ・投資・財政計画の重要性の理解度と策定方法 企画提案書全般の評価を行う。企画提案書全体、プレゼンテーションの内容等を評価する。	50点
見積書	業務コストの妥当性を評価する。	10点
合計		90点

(2) その他

- ・全ての参加事業者の取得得点が6割に満たない場合は、本プロポーザルは不調となる。
- ・参加事業者が1社の場合、取得得点が6割以上であれば、受託候補者として決定する。
- ・最高得点者が2社以上の場合、取得得点が6割以上であれば、企画提案書及びプレゼンテーションの得点が高い事業者を第一受託候補者とし、次に得点の高い事業者を次点者とする。

(3) 選定結果

すべての参加事業者に郵送により通知する。

1 2 契約

- (1) 前項 1 1 により選定した受託候補者と契約内容について協議し、6 に示した金額を上限額として、当市の契約に係る規則に基づき随意契約を締結するものとする。なお、契約内容の協議が不調となった場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- (2) 選定された企画提案書の内容は、仕様書に反映するものとし、契約時に採用することを基本とするが、発注者及び受注者の協議により調整を行う場合がある。

1 3 失格事項

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 見積書の金額が提案上限額を超えた場合。
- (5) 審査の公平な執行を妨げたと認められた場合。(疑われる場合も含む)

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加することに係る費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。ただし、選考の公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
- (3) 配置予定技術者調書(様式第 9 号)に記載した配置技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、発注者と協議の上、了解を得ること。
- (4) 本業務の主たる業務(総合的企画、技術的判断、業務の遂行管理等)の再委託は原則として認めない。

1 5 問い合わせ先及び提出先

寒河江市上下水道課

〒991-0003 山形県寒河江市大字西根字上川原10番地

TEL: 0237-86-8511

メールアドレス: jouge@city.sagae.yamagata.jp (代表アドレス)

担当: 齋藤、川越